

宇和島市告示第 38 号

指定公金事務取扱者の指定について

(証明書等自動交付サービス (コンビニ交付サービス))

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 第 1 項の基づき、次の者を指定公金事務取扱者に指定したので、同条第 2 項及び宇和島市会計規則 (平成 17 年規則第 50 号) 第 31 条第 2 項の規定により、告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宇和島市長 岡原 文彰

1 指定公金事務取扱者の名称

地方公共団体情報システム機構

2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地

東京都千代田区一番町 25 番地

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

宇和島市手数料徴収条例 (平成 17 年条例第 64 号) に規定する次に掲げる手数料

(1) 印鑑登録証明書の交付手数料

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料

(3) 所得課税 (非課税) に関する証明手数料

4 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

5 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和 8 年 4 月 1 日